

龜山市循環型社会形成推進地域計画 (第二次計画)

平成 26 年 12 月
(変更) 平成 28 年 1 月
(変更) 平成 28 年 3 月

三 重 県 龜 山 市

目 次

循環型社会形成推進地域計画

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
(1)	対象地域.....	1
(2)	計画期間.....	1
(3)	基本的な方向.....	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標.....	2
(1)	一般廃棄物等の処理の現状.....	2
(2)	一般廃棄物等の処理の目標.....	3
(3)	生活排水の処理の現状	4
(4)	生活排水の処理の目標	4
3	施策の内容	5
(1)	発生抑制、再使用の推進	5
(2)	処理体制	8
(3)	処理施設等の整備	10
(4)	その他の施策	10
4	計画のフォローアップと事後評価	11
(1)	計画のフォローアップ	11
(2)	事後評価及び計画の見直し	11

添付資料

添付資料 1	対象地域図
添付資料 2-1	目標の設定に関するグラフ（一般廃棄物）
添付資料 2-2	目標の設定に関するグラフ（生活排水）
添付資料 3	分別区分説明資料
添付資料 4	現有処理施設の概要
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
参考資料様式 4	施設概要（し尿処理施設系）
参考資料様式 5	施設概要（浄化槽系）

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市名	亀山市（山村地域）
面積	190.91km ²
人口	49,914人（平成26年4月1日現在）

(2) 計画期間

本計画は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

亀山市は、三重県の西北部に位置し、東西約21km、南北約17km、面積約190.91km²である。市域の西部は鈴鹿山地に含まれる一方、東部は伊勢平野の西北端を構成し、丘陵地となっている。また、鈴鹿山地を源流として伊勢湾へ注ぐ鈴鹿川、中ノ川の2つの水系とそれらの支流があり、その流域が市域の北部の過半を占めている。

本市は、古くは江戸と京都を結ぶ東海道が通り、その宿場町として賑わった。近代以降、東海道は国道1号線として日本の東西を結ぶ幹線となり、さらに東名阪自動車道や伊勢自動車道、新名神高速道路といった高速道路網の敷設によって、交通の結節点として内陸工業都市を形成してきた。

ごみの発生量は、液晶関連産業立地による産業活性化やこれに伴う人口増加、また、生活様式の多様化により増加の傾向にあったが、ここ数年は経済情勢の悪化等により微減傾向にある。しかしながら、依然として市民一人当たりのごみ発生量は、三重県や国の平均値と比較しても高い状況にある。

平成23年3月に策定した「亀山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画編）」では、処理に係る基本方針として、市民、事業者及び行政といった社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、ごみ問題と向き合うことが重要としており、ごみを出さない生活様式やごみが出にくい事業活動の定着に取り組むものとしている。

また、生活排水の処理については、平成23年3月に策定した「亀山市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画編）」において基本方針を示している。

この中では基本方針として、公共下水道及び農業集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の普及促進、し尿処理施設の適正な運営による浄化槽汚泥及びくみ取りし尿の処理の継続、地域住民との協力による河川やため池の浄化、生活雑排水の主な排出源である住民に対する台所から発生する調理くずや廃食油の処理の徹底、環境汚染の少ない洗剤の使用や水の有効利用等の啓発としている。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

一般廃棄物の処理

平成 25 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め 19,002 トンであり、再生利用される総資源化量は 7,243 トン、リサイクル率（＝総資源化量 / (排出量 + 集団回収量)）は 38.1% である。

中間処理による減量化量は 11,759 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 64.2% が減量化されている。また、平成 22 年度から熔融飛灰は山元還元による再資源化処理をしており、現在では最終処分量はゼロとなっている。

なお、中間処理施設のうち熔融施設では、熱回収による最大 1,250kwh の発電を行っており、余剰電力は電力会社に売電している。

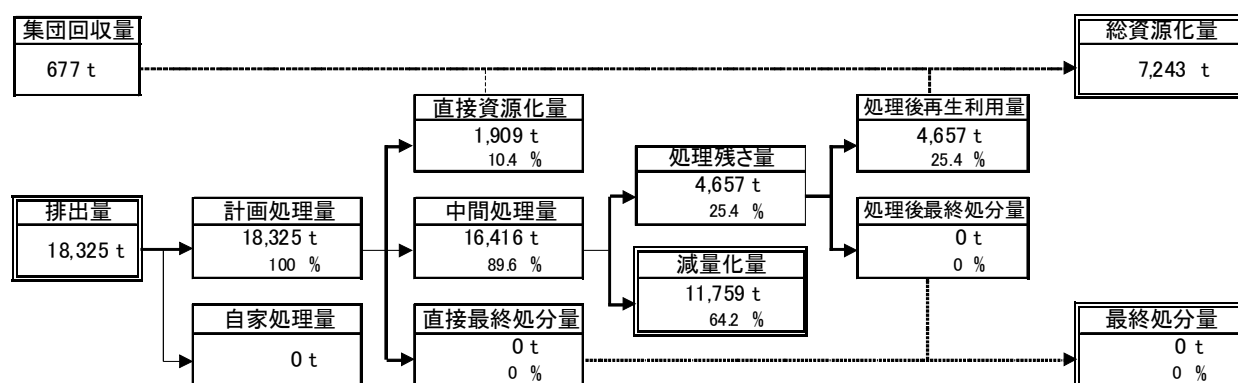


図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 25 年度）

産業廃棄物の処理

本市では、一般廃棄物と併せて、一般廃棄物の処理に支障を及ぼさない範囲で処理可能な市内事業所から排出される産業廃棄物（廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラス類、紙くず、木くず、繊維くず）の処理を行っている。平成 25 年度の産業廃棄物の排出、処理状況は、図 2 のとおりである。

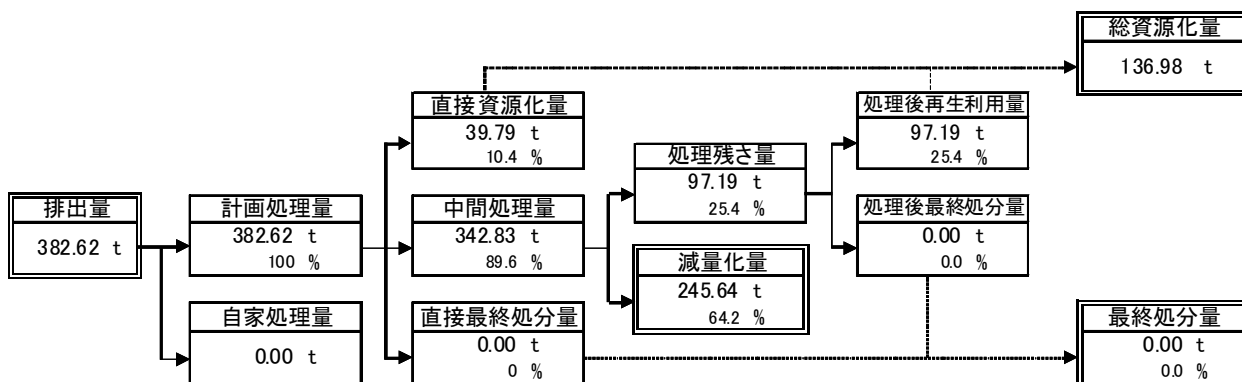


図 2 産業廃棄物の処理状況フロー（平成 25 年度）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中において、廃棄物の減量を含め、循環型社会の実現を目指し、表1の通り目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合※ ¹) (平成25年度)	目 標 (割合※ ¹) (平成32年度)
排 出 量	事業系 総排出量	4,834 トン	3,561 トン -26.3 %
	1事業所当たりの排出量※ ²	2.9 トン/事業所	2.6 トン/事業所 -10.3 %
	家庭系 総排出量	13,491 トン	12,638 トン -6.3 %
	1人当たりの排出量※ ³	267 kg/人	241 kg/人 -9.7 %
	合 計 事業系・家庭系排出量合計	18,325 トン	16,199 トン -11.6 %
再生利用量	直接資源化量	1,909 トン (10.4 %)	2,948 トン (18.2 %)
	総資源化量	7,243 トン (39.5 %)	7,545 トン (46.6 %)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	4,573 MWh	— MWh
減量化量	中間処理による減量化量	16,416 トン (89.6 %)	9,209 トン (56.8 %)
最終処分量	埋立最終処分量	0 トン (0 %)	0 トン (0 %)

- 1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合
- 2 1事業所当たりの排出量 = 事業系ごみの総排出量 / 事業所数
- 3 1人当たりの排出量 = 家庭系ごみの総排出量 / 人口

指標の定義

排 出 量：事業系及び家庭系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)(単位：ト)

再生利用量：直接資源化量、総資源化量(直接資源化量、中間処理後の再生利用量及び集団回収量の和)

(単位：ト)

熱 回 収 量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：ト〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：ト〕

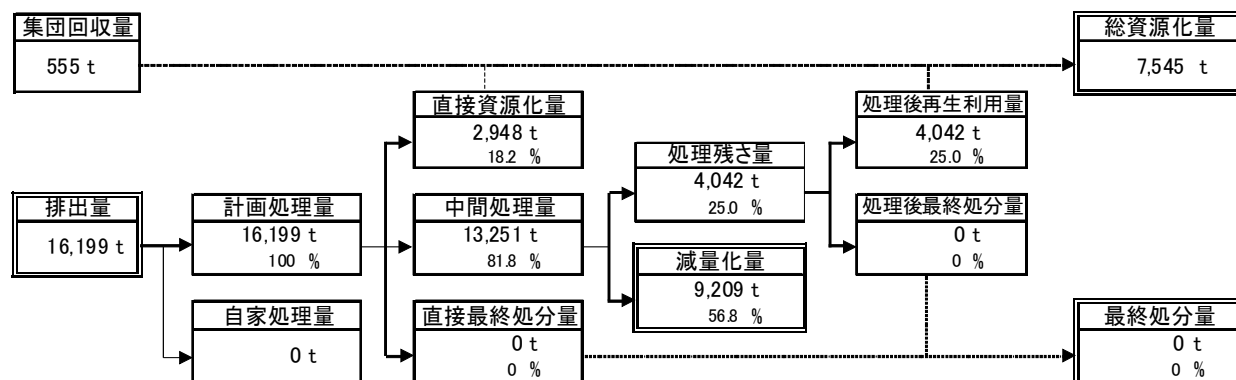


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(平成32年度)

(3) 生活排水の処理の現状

平成 25 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。

生活排水処理対象人口は全体で 49,914 人であり、水洗化人口 36,825 人、汚水衛生処理率 73.78% である。

し尿発生量は 3,059kl/年、汚泥発生量は 17,499kl/年であり、処理・処分量 (= 収集・運搬量) は 20,558kl/年である。

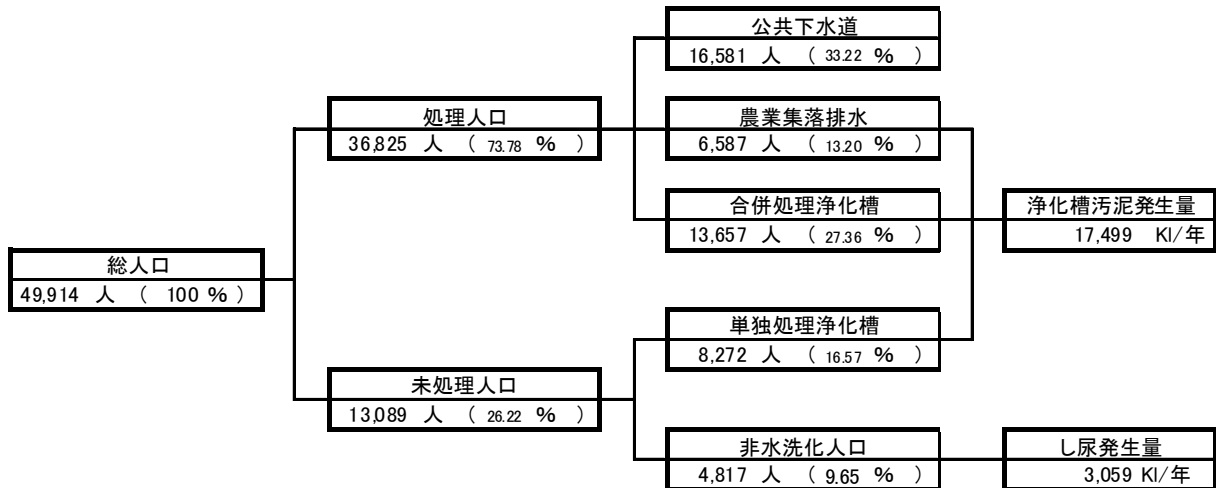


図 4 生活排水処理の状況フロー (平成 25 年度)

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成25年度実績	平成32年度目標
処理形態別人口	公共下水道	16,581 人 (33.22 %)	30,755 人 (58.63 %)
	農業集落排水施設	6,587 人 (13.20 %)	9,206 人 (17.55 %)
	合併処理浄化槽	13,657 人 (27.36 %)	9,703 人 (18.50 %)
	未処理人口	13,089 人	2,796 人
	合計	49,914 人	52,460 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	3,059 ㌔リットル	690 ㌔リットル
	浄化槽汚泥量	17,499 ㌔リットル	15,796 ㌔リットル
	合計	20,558 ㌔リットル	16,486 ㌔リットル

『亀山市一般廃棄物処理基本計画 (生活排水処理基本計画編)』(平成 23 年 3 月策定)に基づく

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

【ごみ処理関係】

資源物分別収集品目の拡大

本市では、無色透明ビン、茶色びん、リターナブルびんは不燃系資源ごみとして資源化しているが、その他の色のびんは一般ごみとして溶融処理している。また、雑紙や布も同様である。

これら資源化が可能なごみは、資源物の有効利用とごみの減量化を図るため、分別収集を検討する。

家庭系ごみの持ち込みのあり方検討

市民自らが亀山市総合環境センターに家庭系ごみを持ち込む際、一定量以上あれば手数料を徴収している。受益者負担の適正化の観点から、手数料の見直しを検討する。

事業系ごみ処理手数料等の適正化

事業系ごみの減量化推進及び受益者負担の適正化を図るため、平成 27 年 4 月に事業系一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理施設使用料の改定を行う。

今後も適正料金の検討を行い、必要であれば料金改定を実施する。

減量化推進員の設置

市内における一般廃棄物の減量のための施策への協力及びその他の活動を行うため、廃棄物減量化推進員の設置を検討する。

使用済小型電子機器の拠点回収とリサイクル

本市では、小型家電の回収体制整備のため環境省が行っている実証事業の採択を受け、平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 2 月 28 日まで使用済み小型家電の拠点回収とリサイクルの実証事業を実施する。

実証事業終了後も使用済み小型家電の拠点回収とリサイクルを継続する。

環境教育・啓発活動

ア 学校教育

市内小学校 4 年生を対象に施設見学やごみの減量・資源化に関する環境教育を実施し、次世代を担う子どもたちにごみ問題に関する意識が育まれるよう取り組む。

イ 社会教育

自治会や市民団体、外国籍の方を対象に、ごみの減量や資源化、分別等についての講座や説明会を開催し、リサイクルや環境保全への理解、意識の高揚を図る。

ウ 普及啓発活動の推進

広報紙やホームページ等を活用して、市民へごみの減量や資源化に関する情報を提供する。また、引き続きごみ分別カレンダーを配布し、市民の再資源化に対する意識の向上を図る。

レジ袋削減・マイバッグ推進運動

平成 20 年度から、鈴鹿市との広域連携によるレジ袋削減・マイバッグ推進運動を展開しており、市民及び事業者の協力のもと運動に取り組んでいる。平成 25 年度は新たに 2 事業者 4 店舗が加盟し、現在 11 事業者 32 店舗となっている。このうち市内では 5 事業者 7 店舗となっており、レジ袋辞退率は運動開始以来約 90%を維持している。引き続き、商業店舗等には、マイバッグ持参による利益還元等のサービスの協力を要請する。

刈り草のたい肥化

公有地の除草業務で発生し、搬入された刈り草をたい肥化し、市民への無償配布や公共施設及び関係機関等での活用を図る。

生ごみの水切りとたい肥化

生ごみ排出時の水切りは、簡単でかつ効果的な減量方法である。水分を多く含むごみが多量に排出される夏季を中心に、広報紙やホームページ等を活用して、市民へ生ごみの水切りに関する情報を提供する。

また、各家庭から排出される生ごみのたい肥化を積極的に推進するため、生ごみ処理容器購入者に対し補助金を交付する。

資源物集団回収の推進

資源化やごみの減量を図るため、びん・缶・紙類等の再利用運動を実践している団体へ資源物集団回収活動報奨金を交付し、実践意欲の高揚と市民のごみ処理に対する認識を高める。平成 26 年 4 月から、対象品目に廃食油及び使用済小型電子器機器を追加するとともに報奨金を見直しており、市民による集団回収のより一層の拡大を図る。

溶融生成物スラグの活用

溶融生成物として発生するスラグの品質管理を行い、インターロッキングブロック等の資材として有効利用を検討する。

溶融飛灰の資源化（山元還元）

最終処分場の延命化のため、溶融飛灰に含まれる金属類の有効利用を図り、最終処分量をゼロにするため、山元還元により資源化する。

リサイクル・資源化の促進

ア 不用品再使用の検討

家庭で不要となった家具等を再使用する仕組みを検討し、ごみの排出抑制に努める。

イ 公共工事におけるリサイクル

亀山市発注の公共工事は、建設リサイクル法等により、建設副産物の再生利用や、リサイクル資材及び商品廃材等の使用に努める。

ウ 廃食油のリサイクル

学校等公共施設で発生する廃食油は、バイオディーゼル燃料へのリサイクル等の調査・研究を行い、民間委託を含めたシステムの確立を図る。

【生活排水処理関係】

生活排水処理率の向上

公共下水道及び農業集落排水施設の計画的な整備や合併処理浄化槽の普及促進により、生活排水処理率の向上に努める。

発生源対策

市民に対し、浄化槽の適正な管理とともに、台所から発生する調理くずや廃食用油等の処理の徹底、環境汚染の少ない洗剤の使用、水の有効利用等を啓発する。

最終処分

し尿処理施設で発生するし渣及び脱水汚泥あるいは乾燥汚泥は、溶融施設で溶融処理してスラグを資源化する。

事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

家庭系一般廃棄物の分別区分に準じ処理を行っているが、今後も適正処理を行う。

現在、従量制により事業系一般廃棄物は 100 円/10kg、産業廃棄物は 300 円/10kg を徴収しているが、平成 27 年 4 月に事業系一般廃棄物は 160 円/10kg、産業廃棄物は 370 円/10kg に料金改定を行う。

これら事業所から発生するごみは、事業所の廃棄物処理の実態を把握し、資源化や自家処理の推進を指導するとともに、排出抑制や減量化の指導を行う。

なお、公有地や事業所から排出される多量の刈り草は、刈り草コンポスト化センターにてたい肥化する。

一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

家庭系一般廃棄物の分別区分に準じ、一般廃棄物処理施設の余裕のある範囲で処理可能な品目の処理を行っているが、今後も適正処理を行う。

【生活排水処理関係】

生活排水処理の現状と今後

公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の整備計画区域に沿って生活排水処理を行っていく。また、浄化槽については保守点検の実施や槽清掃並びに法定検査の受検啓発に努め、浄化槽の適正な維持管理のさらなる推進を行う。

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬

現在、くみ取りし尿及び浄化槽汚泥は、市内 4 つの許可業者が「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の主旨に基づき、営業区域割りをしたうえで収集運搬している。

今後も、現行の許可業者による収集運搬体制を継続する。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な中間処理施設の整備を行う。

亀山市衛生公苑は、昭和63年度から稼働しており老朽化が進んでいる。また、近年の農業集落排水事業の進展及び合併浄化槽の増加に伴い、発生する浄化槽汚泥が増加し、加えて公共下水道の整備により生し尿が減少し、生し尿と浄化槽汚泥の割合に逆転現象が生じている。このことから、浄化槽汚泥に対応した処理機能の改善を図るとともに、老朽化した主要な設備・機器を更新し、引続き安定した処理を継続するため、平成27・28年度に延命化することを目的とした基幹的設備改良事業を実施する。

なお、今後、処理量の減少が予測されることから、亀山市関衛生センターし尿処理場を廃止して当施設と統合することで効率化を図る。

表4 整備する処理施設

事業番号	事業名	事業内容	処理能力	設置予定地	事業期間
1	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/3)	亀山市衛生公苑し尿処理施設基幹的設備改良事業	60kl/日	亀山市野村町1789	H27・28

現有処理施設の概要を添付(様式1)

(整備理由)

事業番号1 浄化槽汚泥に対応した処理機能の改善及び老朽化した主要な設備・機器の更新

イ 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業名	直近の整備済基数(基) (平成25年度)	整備計画基数(基)	整備計画人口(人)	事業期間
2	浄化槽設置整備事業	2,245	165	660	H27~31

(4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成するうえで、次の施策を実施していく。

旧最終処分場の再生（掘り起こし）

旧最終処分場に埋め立てたごみを掘り起こし、処分場の再生を図る。

不法投棄ごみへの対応

分別や資源化等に関する出前講座の実施や早朝パトロールなど、自治会と連携し不法投棄の防止に努める。また、警察とも連携し、投棄者の発見及び指導を行う。

災害時の廃棄物処理に関する事項

地域防災計画に基づき災害廃棄物処理計画を取りまとめ、災害時に多量に発生するごみの処理や一時保管等具体的内容を明確にする。また、特に甚大な災害が発生し本市で対応できない状況下においては、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づき県内市町との連携を図るとともに、県境を越えた近隣市町との広域的処理体制を構築する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

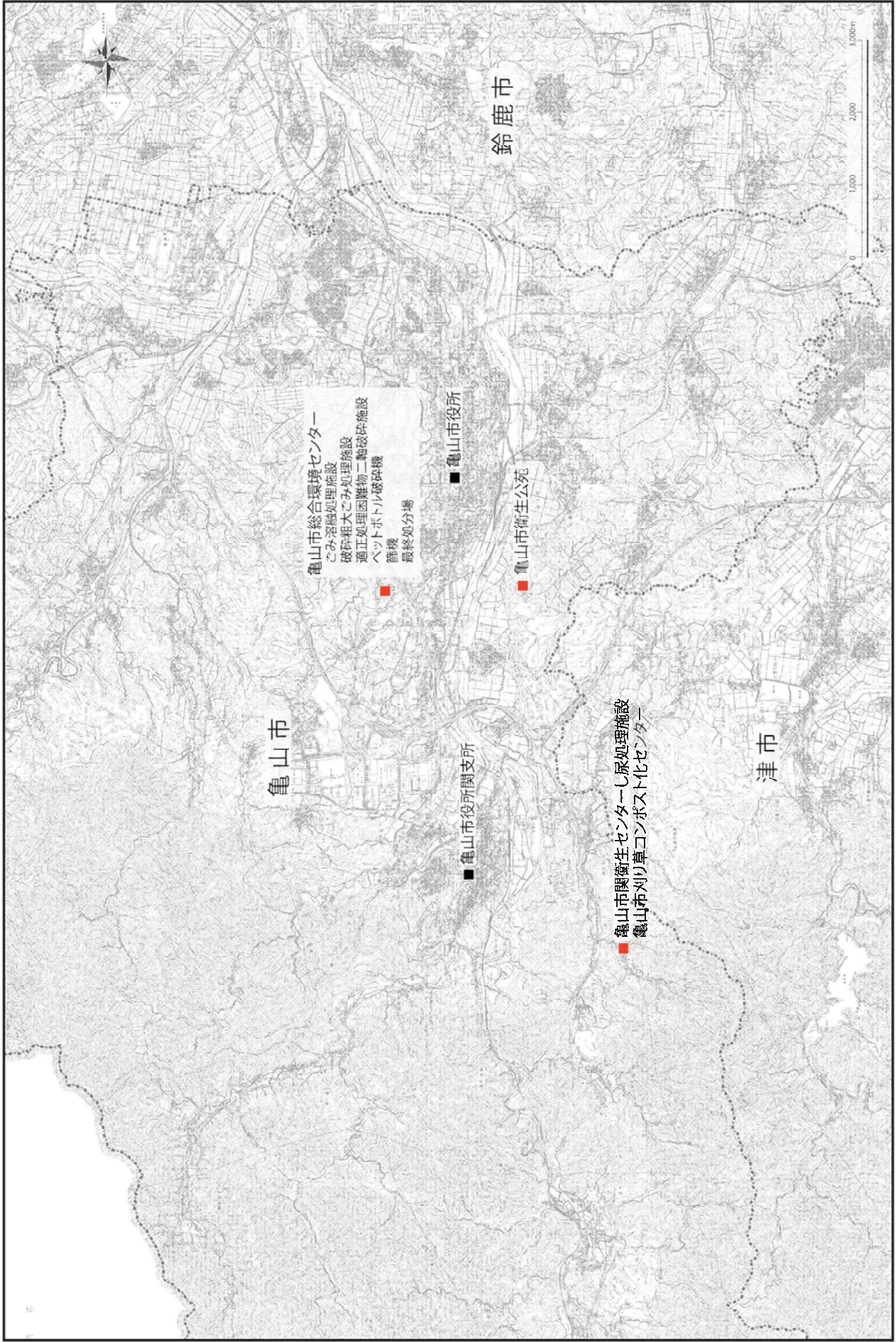
毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、国、県と意見交換しつつ、計画の進捗状況を見極め、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がとりまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

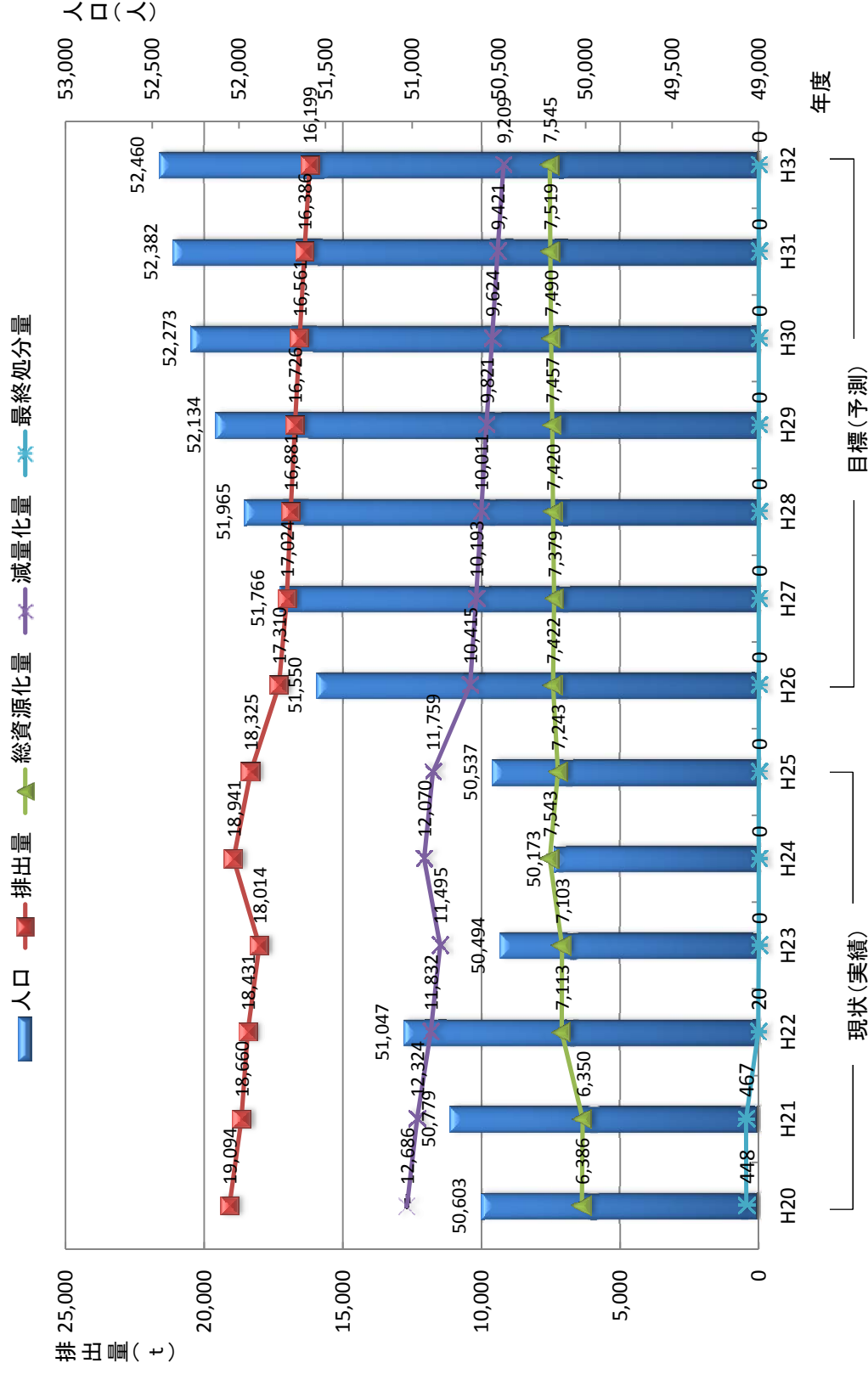
また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ必要に応じて計画を見直すものとする。



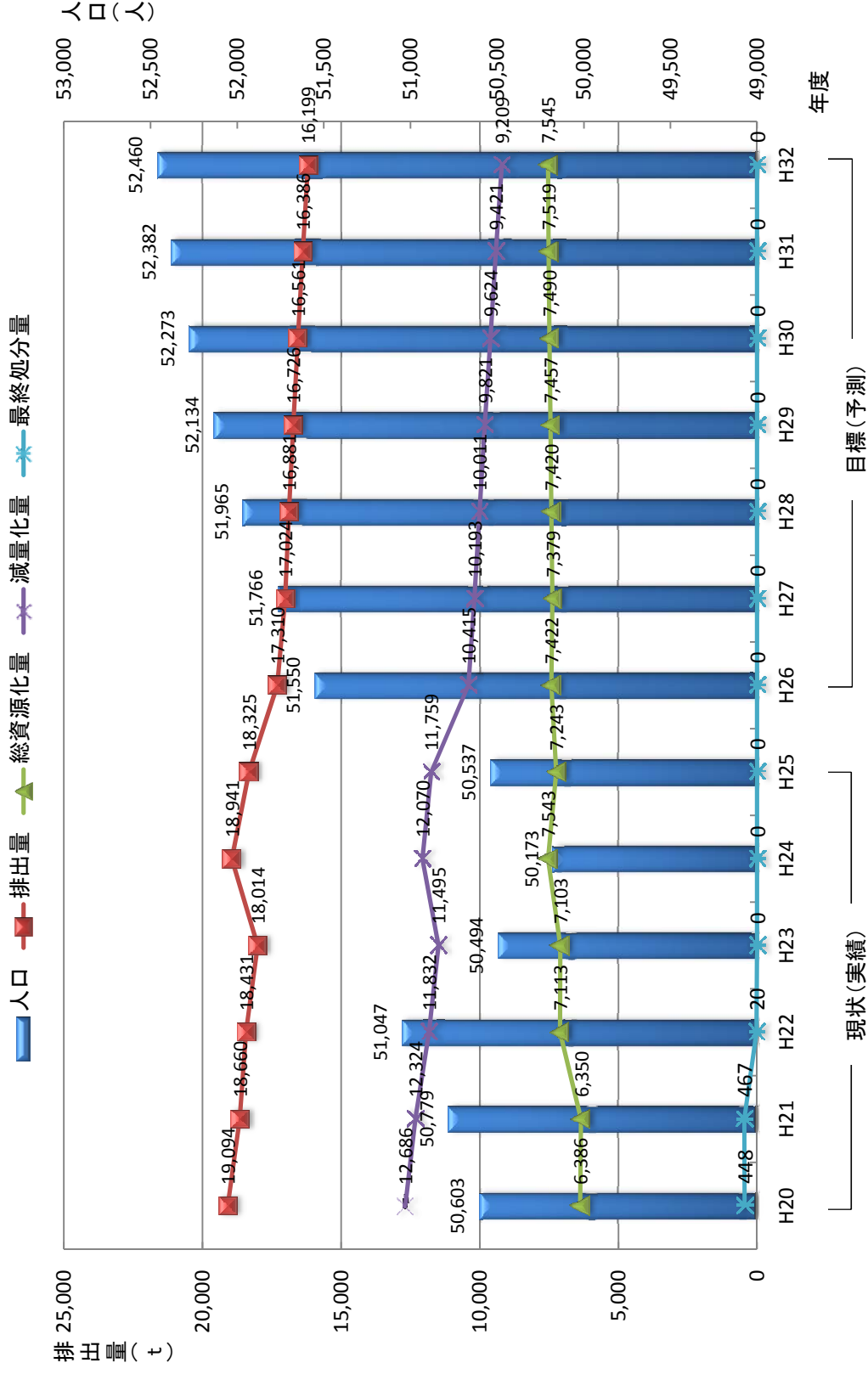
添付資料1 対象地域図

目標の設定に関するグラフ(一般廃棄物)



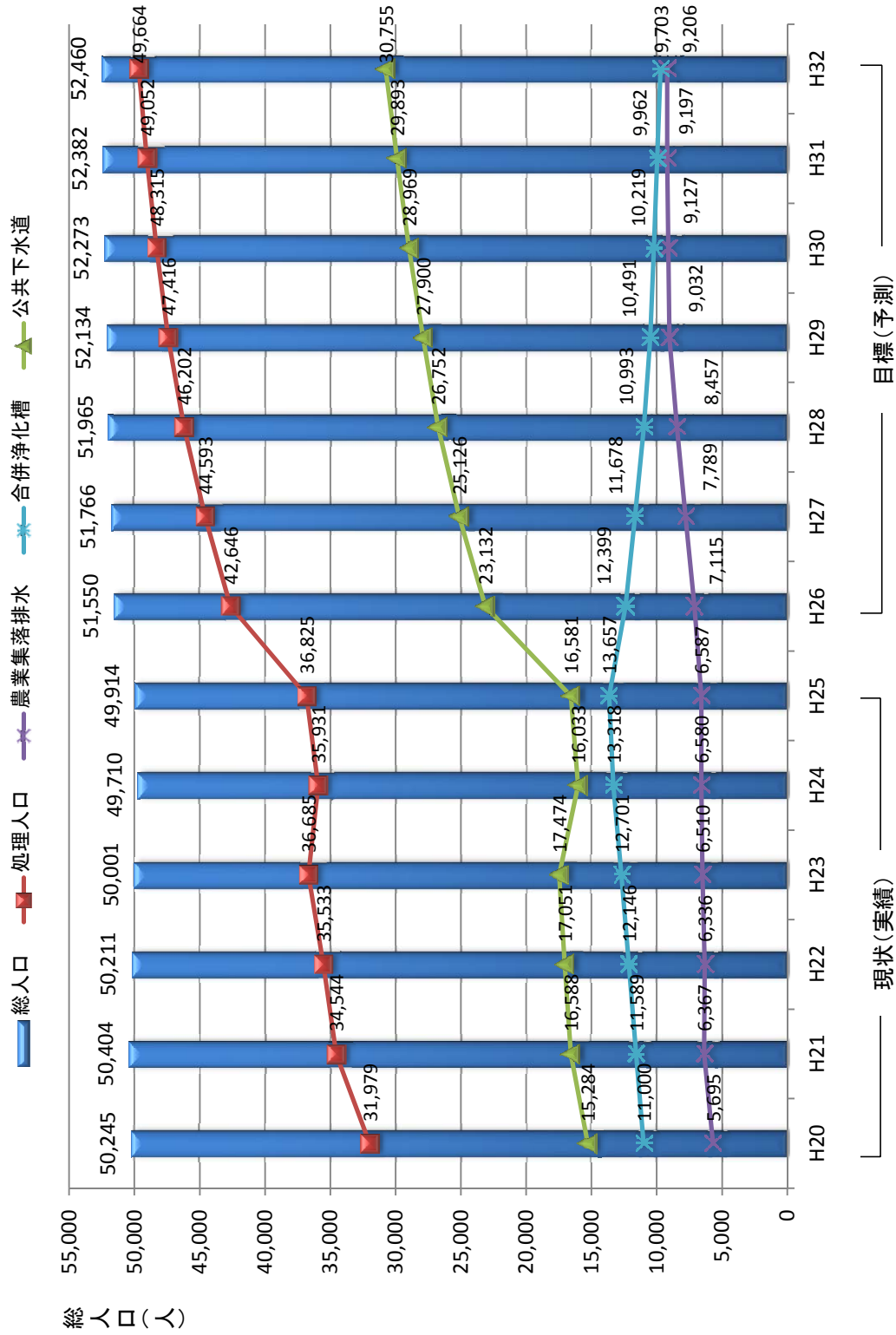
※ 現状(実績)は一般廃棄物処理事業実態調査に基づく
 目標(予測)は、『亀山市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画編)』(平成23年3月策定)に基づく

目標の設定に関するグラフ(一般廃棄物)



※ 現状(実績)は一般廃棄物処理事業実態調査に基づく
 目標(予測)は、『亀山市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画編)』(平成23年3月策定)に基づく

目標の設定に関するグラフ(生活排水)



※ 現状(実績)は一般廃棄物処理事業実態調査に基づく。
 目標(予測)は『亀山市一般廃棄物処理基本計画(生活排水処理基本計画編)』(平成23年3月策定)に基づく。

亀山市における家庭ごみの分別区分

分別区分	主な品目
一般ごみ	生ごみ、紙くず類、枝木、革製品、ビニール製の容器類や袋類、ガラス類・食器類・資源にならないびん、ゴム類・プラスチック類、衣類・毛糸類、刈り草
破砕粗大ごみ	家電製品、金属類、家具類、軽車両、陶磁器類、缶類、枕・ぬいぐるみ・布団・カーテン・じゅうたん類、長尺物、危険ごみ(卓上ガスボンベ、スプレー缶、ライター等)、有害ごみ(鏡、蛍光管、水銀体温計、水銀電池)
可燃系資源ごみ	新聞(チラシ含む)、ダンボール、雑誌・本・パンフレット、古布・毛布、飲料用紙パック
不燃系資源ごみ	飲料用缶、茶色びん、無色透明びん、リターナブルびん
ペットボトル・ペットボトルのふた・食品用白色トレイ	ペットボトル、ペットボトルのふた、食品用白色トレイ

現有処理施設の概要

— 亀山市総合環境センター —

亀山市布気町442番地						
所在地	亀山市布気町442番地					
施設名称	ごみ溶融処理施設	破碎粗大ごみ処理施設	適正処理困難物二軸破碎施設	ペットボトル破碎機	篩機	最終処分場
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融炉	衝撃回転式破碎・切断機	二軸破碎	裁断式破碎	篩い	管理型跡地先行利用型
供用開始年月	平成12年4月	平成2年3月	平成10年12月	平成16年11月	平成12年4月	平成13年8月
処理対象物	一般、破碎粗大ごみ処理施設等からの破碎残渣、掘起しごみ等	破碎粗大ごみ 不燃系資源ごみ	家具等大型ごみ等	ペットボトル	掘起しごみ	固化飛灰
処理能力	80t/日 (40t/日 × 2炉)	30t/5h	12t/5h	300kg/h	37.8t/h	7,000m ³

— 亀山市刈り草コンポスト化センター —

所在地	亀山市関町新所175-3					
処理方式	せん断破碎、天地替え、天日発酵					
供用開始年月	平成18年4月					
処理対象物	刈り草					
処理能力	7t/日					

— 亀山市衛生公苑 —

所在地	亀山市野村町1789					
処理方式	標準脱窒素処理方式 + 高度処理					
供用開始年月	昭和62年3月					
処理対象物	し尿、浄化槽汚泥					
処理能力	60kl/日					

— 亀山市関衛生センターし尿処理施設 —

所在地	亀山市関町新所175-3					
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理(浄化槽汚泥対応型)					
供用開始年月	昭和51年3月					
処理対象物	し尿、浄化槽汚泥					
処理能力	20kl/日					

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1(平成26年度)

1 地域の概要

(1)地域名	亀山市	(2)地域内人口	49,914人	(3)地域面積	190.91km ²
(4)構成市町村等名	亀山市	(5)地域の要件*	人口 面積 沖繩 離島 奄美 豪雪 (山村) 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立(予定)年月日： 年 月 日 設立、認可予定				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。
*地域内人口：平成26年4月1日現在

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状 (下段：排出量に対する割合)						目 標	
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		平成32年度
排 出 量	事業系 総排出量 (トン)	5,049	4,544	4,672	4,508	4,835	4,834	3,561 (H25比 -26.3%)
	1事業所当たりの排出量 (トン/事業所)	3.19	2.43	2.57	2.54	2.80	2.88	2.39 (H26比 -10.3%)
	家庭系 総排出量 (トン)	14,045	14,116	13,759	13,506	14,106	13,491	12,638 (H27比 -6.3%)
再 生 利 用 量	1人当たりの排出量 (kg/人)	277	278	270	267	281	267	241 (H28比 -9.7%)
	合 計 事業系・家庭系排出量合計 (トン)	19,094	18,660	18,431	18,014	18,941	18,325	16,199 (H29比 -11.6%)
	直接資源化量(トン)	2,535 (13.3%)	2,382 (12.8%)	1,788 (9.7%)	1,755 (9.7%)	1,969 (10.4%)	1,909 (10.4%)	2,948 (18.2%)
熱 回 収 量	総資源化量(トン)	6,386 (33.4%)	6,350 (34.0%)	7,113 (38.6%)	7,103 (39.4%)	7,543 (39.8%)	7,243 (39.5%)	7,545 (46.6%)
	熱回収量 (年間の発電力量 MWh)	3,943	4,217	4,284	4,327	4,648	4,573	-
中 間 処 理 に よ る 減 量 化 量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)	16,559 (86.7%)	16,278 (87.2%)	16,643 (90.3%)	16,259 (90.3%)	16,972 (89.6%)	16,416 (89.6%)	13,251 (81.8%)
	埋立最終処分量 (トン)	448 (2.3%)	467 (2.5%)	20 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した(添付資料2-1)

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止の内容					備考
		型式及び処理方法	補助の有無	処理能力	開始年月日	更新、廃止予定年月	更新廃止、新設理由	型式及び処理方法	施設竣工予定年月	
亀山市総合環境センター (ごみ溶融処理施設)	亀山市	シャフト炉式ガス化溶融炉	有	80t/日 (40t/日×2炉)	平成12年4月	—	—	—	—	—
亀山市 破砕粗大ごみ処理施設	亀山市	衝撃回転式破砕・切断機	有	30t/5h	平成2年3月	—	—	—	—	—
亀山市 適正処理困難物二軸破砕施設	亀山市	二軸破砕	無	12t/5h	平成10年12月	—	—	—	—	—
亀山市総合環境センター ベットトル破砕機	亀山市	裁断式破砕	無	1.5t/5h	平成16年11月	平成27年3月	破砕機から圧縮梱包機へ更新	—	平成27年3月	—
亀山市総合環境センター 篩機	亀山市	篩い	無	37.8t/h	平成12年4月	—	—	—	—	—
亀山市総合環境センター 最終処分場	亀山市	管理型、跡地先行利用型	有	7,000m ³	平成13年8月	—	—	—	—	—
亀山市総合環境センター ストックヤード	亀山市	保管	有	7t/日	平成24年4月	—	—	—	—	—
亀山市 刈り草コンポスト化センター	亀山市	破砕(せん断)、天地替え、 天日発酵	無	7t/日	平成18年4月	—	—	—	—	—
亀山市衛生公苑	亀山市	標準脱窒素処理方式 + 高度処理	有	60KL/日	昭和62年3月	平成28年3月	効率化(亀山市関衛生センターし尿処理施設を統合)	—	平成28年3月	60KL/日
亀山市関衛生センター し尿処理施設	亀山市	膜分離高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理(浄化槽汚泥対応型)	有	20KL/日	昭和51年3月	平成28年3月	効率化(亀山市衛生公苑に統合)	—	—	—

※計画地域内の施設の現況を地図上に示したものを添付した(添付資料1)

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状（下段：排出量に対する割合）										目標
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
総人口	50,245	50,404	50,211	50,001	49,710	49,914	52,460				
公共下水道	15,284	16,588	17,051	17,474	16,033	16,581	30,755				
	30.42%	32.91%	33.96%	34.95%	32.25%	33.22%	58.63%				
集落排水施設等	5,695	6,367	6,336	6,510	6,580	6,587	9,206				
	11.3%	12.6%	12.6%	13.0%	13.2%	13.2%	17.5%				
合併処理浄化槽	11,000	11,589	12,146	12,701	13,318	13,657	9,703				
	21.9%	23.0%	24.2%	25.4%	26.8%	27.4%	18.5%				
未処理人口	18,266	15,860	14,678	13,316	13,779	13,089	2,796				

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付(添付資料2-2)

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容		備考
		基数	処理人口	基数	処理人口	
浄化槽設置整備事業	亀山市	2,245	9,082	165	660	
			H6		H32	

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成26年度)

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模 単位	事業期間 交付期間 開始 終了	総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考			
					平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度				
○廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業																		
し尿処理施設基幹的設備改良事業	1	亀山市	60 kl/日	H27 H28	727,704	288,056	439,648				540,491	250,011	290,480					
○浄化槽に係る事業																		
浄化槽設置整備事業	2	亀山市	165 基	H27 H31	64,288	18,396	12,928	11,626	10,880	10,458	64,288	18,396	12,928	11,626	10,880	10,458		
合計					791,992	306,452	452,576	11,626	10,880	10,458	604,779	268,407	303,408	11,626	10,880	10,458		

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施設種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
発生抑制、再生使用の推進に関するもの	10	資源物分別収集品目の拡大	熔融処理しているその他色のびん、雑紙、布等の有効利用とごみの減量化を図るため、分別収集を検討する。	亀山市	継続			検討					
	11	家庭系ごみの持ち込みのあり方検討	受益者負担適正化の観点から、市民自らが亀山市総合環境センターに持ち込む家庭ごみの手数料の見直しを検討する。	亀山市	継続			検討					
	12	事業系ごみ処理手数料等の適正化	事業系ごみの減量化推進及び受益者負担適正化の観点から、必要に応じて事業系一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理施設使用料の見直しを検討する。	亀山市	継続			検討					
	13	減量化推進員の設置	一般廃棄物減量施策への協力、その他活動を行うため、廃棄物減量化推進員の設置を検討する。	亀山市	継続			検討					
	14	使用済小型電子機器の拠点回収とリサイクル	H26.12.1～H27.2.28に使用済み小型家電の拠点回収とリサイクルの実証事業を実施。事業終了後も拠点回収とリサイクルを継続する。	亀山市	継続			事業実施					
	15	環境教育、啓発活動	ごみの減量・資源化等に関する講座や説明会を開催するほか、施設見学やイベントの実施により、環境保全への理解、意識の高揚を図る。また、広報やHPを活用して、ごみの減量・資源化等に関する情報提供を行う。	亀山市	継続			普及啓発					
	16	レジ袋削減・マイバッグ推進運動	ごみの減量及び地球温暖化防止のため、鈴鹿市との広域連携によるレジ袋削減・マイバッグ推進運動を展開する。	亀山市	継続			推進運動展開					
	17	刈り草のたい肥化	刈り草をたい肥化(コンポスト化)し、市民へ無償配布する。	亀山市	継続			事業実施					
	18	生ごみの水きりとたい肥化	生ごみ処理容器購入費補助金の交付に加え、生ごみの水切りや調理くず対策など家庭でできる工夫を広報やHP等で周知する。	亀山市	継続			普及啓発					

施設概要(し尿処理施設系)

三重県

(1) 事業主体名	亀山市
(2) 施設名称	亀山市衛生公苑
(3) 工期	平成27年度～平成28年度
(4) 施設規模	処理能力60kl/日
(5) 浄化槽整備状況	標準脱窒素処理方式＋高度処理
(6) 地域計画内の役割	し尿処理施設。当施設と亀山市関衛生センターし尿処理施設を統合し、浄化槽汚泥対応型に改修する。CO2排出量を3%以上削減する。
(7) 廃棄物処理施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	
(9) 資源化物の利用計画	

「コミュニティ・プラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び面積	人口 面積	人 ㎡
(11) 計画地域の性格		

(12) 事業計画額	727,704千円
------------	-----------

施設概要(浄化槽系)

都道府県名:三重県

(1) 事業主体名	亀山市
(2) 整備計画の方針	合併処理浄化槽
(3) 事業の実施目的及び内容	生活環境の保全及び公衆衛生の向上と生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、浄化槽の計画的整備を行う。
(4) 設置整備事業の整備計画	(有) (平成27年度～平成31年度) 無(年度策定予定)
(5) 浄化槽整備状況 (実使用人口で記入)	平成27年度整備計画人口128人／全体整備計画人口600人(%) 21%
	平成25年度までの整備人口9,082人／全体整備人口49,914人(%) 18%
(6) 具体的な整備計画	総事業費 64,288千円 (整備計画人口 660人分)
	選定額 64,288千円
	所要額 64,288千円

○ 交付対象となる浄化槽の整備規模及び選定額(内訳)

※個人設置型と市町村設置型とを明記し、双方の整備がある場合は、表を分けて記載のこと

人槽区分	交付対象基数 (660人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	選定額
5人槽	79基 (316人分)	36基	29,468千円	29,468千円	29,468千円
	21基 (84人分)	0基	6,972千円	6,972千円	6,972千円
6～7人槽	35基 (140人分)	0基	14,490千円	14,490千円	14,490千円
	23基 (92人分)	0基	9,522千円	9,522千円	9,522千円
8～10人槽	7基 (28人分)	0基	3,836千円	3,836千円	3,836千円
	0基 (0人分)	0基	0千円	0千円	0千円
11～20人槽	0基 (0人分)	0基	0千円	0千円	0千円
	0基 (0人分)	0基	0千円	0千円	0千円
21～30人槽	0基 (0人分)	0基	0千円	0千円	0千円
	0基 (0人分)	0基	0千円	0千円	0千円
31～50人槽	0基 (0人分)	0基	0千円	0千円	0千円
	0基 (0人分)	0基	0千円	0千円	0千円
51人槽以上	0基 (0人分)	0基	0千円	0千円	0千円
	0基 (0人分)	0基	0千円	0千円	0千円
合計	165基 (660人分)	36基	64,288千円	64,288千円	64,288千円

※上段…一般処理型 下段…高度処理型 人分…基数×4人

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較
(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口	市町村世帯数
対象地域人口	対象地域世帯数

	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり
集合処理で整備した場合				
個別処理で整備した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付(様式は自由)